○東北地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宮城県刈田郡蔵王町宮字本屋敷一一番四から同町宮字二坂二九番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月二十八日

○関東地方整備局告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭島都市計画道路事業三・二・十一号国営公園西線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都昭島市玉川町一丁目、東町二丁目及び福島町地内

使用の部分　東京都昭島市東町二丁目及び福島町地内

○近畿地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字田ノ口一〇七五番一から同郡すさみ町江住字丸嶋一一〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月三十日十五時

○近畿地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡白浜町富田字上芝二一五番一から同町十九渕字伊勢谷土手内四八三番一まで	前	一六・〇五～四二・三八メートル	〇・一六五キロメートル
	後	一六・〇五～三七・二九メートル	〇・二六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　県道御坊由良線改築工事（和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分地内から同町大字和田字西村地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分及び字西村地内

2　使用の部分　和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分及び字西村地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分地内から同町大字和田字西村地内までの延長263mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道御坊由良線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道御坊由良線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道御坊由良線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県御坊市湯川町小松原字南早雲坪地内の一般国道42号との接続点を起点とし、日高郡美浜町、同郡日高町を経て同郡由良町衣奈地内の県道御坊湯浅線との接続点を終点とする延長約39kmの主要幹線道路であり、一般国道42号や県道柏御坊線等と接続し、御坊市、美浜町、日高町（以下「日高郡西部」という。）を有機的に結び、沿線地域の連携強化、経済、産業の振興に寄与する重要な路線である。

また、本路線は、和歌山県防災会議が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した「地域防災計画」により緊急輸送道路に位置づけられており、一般国道42号と併走する本路線は、一般国道42号が路面冠水等により通行規制が行われた場合、県道柏御坊線と一体となって一般国道42号の代替機能を果たす重要な路線でもある。

しかしながら、本路線のうち和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分地内から同町大字和田字西村地内の延長263mの区間の現道（以下「現道」という。）は、御坊市方面の上り車線側が2車線から1車線に絞られ、未整備のまま残されている区間（以下「当該区間」という。）が存在し、当該区間は最小車道幅員が3.2mと狭小であるため、大型車はもちろん普通車同士のすれ違いも困難な状況にある。また、当該区間は、車線数減少による接触事故等が多発している。さらに、現道は、町立和田小学校の通学路に指定されているが、当該区間においては歩道等も未整備であるため、通学児童等は路肩通行を余儀なくされるなど、危険な状況となっている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な2車線道路が整備されるため、車両等の安全かつ円滑な通行が確保されること及び交通事故の抑制にもつながることから、本路線の主要幹線道路としての機能向上が図られることとなる。